

別紙 2

各入国者収容所等視察委員会の意見 に対する措置等報告（概要）一覧表

平成 29 年 7 月 26 日現在

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表

番号	施設名	委員会		入国者収容所等及び出国待機施設		
		意見提出年月日	委員会の意見	委員会への報告日	検討結果	措置内容(検討中、措置を講じなかった場合はその理由)
1	札幌入国管理局	平成29年1月20日	領事官等との面会に当たって、面会場所について配慮願いたい。	平成29年3月7日	検討中	領事官等との面会に当たり仕切りのない部屋を用意することは施設構造上困難であるが、領事官等との面会への配慮について検討する。
2	札幌入国管理局	平成29年1月20日	居室に窓のない単独室については、壁に絵画等を配置して閉塞感を緩和するなどの居住環境の整備に努められたい。	平成29年3月7日	措置	壁に草花の写真(A3大)を配置した。
3	札幌入国管理局	平成29年1月20日	女性被収容者に対して女性警備官による看守勤務体制を整備するなどして、女性被収容者への処遇の適正化を検討されたい。	平成29年3月7日	講じず	当局の女性入国警備官は1人であり、女性入国警備官が毎日看守勤務に従事することは困難である。ただし、女性被収容者を収容した場合には、入・出所手続、鑑識(写真撮影、指紋採取)及び入浴、荷物整理の立会・連行等の業務は女性入国警備官が行っており、女性入国警備官が不在の場合は、女性の法務事務官又は入国審査官の応援を求めて行っている。また、女性被収容者について、早期の出所が見込まれない場合には、女性入国警備官が多数配置されている収容施設に移収している。
4	仙台入国管理局	平成29年1月20日	(評価) 前年度視察委員会の意見を受けて、収容場内を全面禁煙とするなど適切な受動喫煙対策を講じられた点を評価する。	平成29年3月7日		今後も、適切な受動喫煙対策を講じていく。 注:平成28年4月18日から収容施設内の全面禁煙を実施。
5	仙台入国管理局	平成29年1月20日	(評価) 被収容者の電話使用について柔軟に対応しているほか、居室内トイレの改修を行い完全個室化を図るなど被収容者のプライバシーに配慮した収容処遇に努めている点を評価する。	平成29年3月7日		今後も、被収容者のプライバシーに配慮した警備処遇を実施していく。
6	仙台空港出張所	平成29年1月20日	(評価) 各室内に時計を配置し、観葉植物を増配置するなど前年に引き続き使用者の人権に配慮した環境整備に努めている点を評価する。	平成29年3月7日		今後も室内の閉塞感の緩和に努め、引き続き人権に配慮した環境整備に努める。
7	東日本入国管理センター	平成29年1月20日	官署により外部からの差し入れ品及び居室内持ち込み品の許可基準が異なることで処遇上の不均衡が生じていることから、その改善に資する許可基準について、他の官署と調整の上、検討されたい。	平成29年3月7日	検討中	官署間における処遇上の不均衡が極力生じないよう、基準の見直しについて検討する。
8	東日本入国管理センター	平成29年1月20日	被収容者の声を踏まえ、歯科診療の回数を現状の週1回から増やすことを検討されたい。	平成29年3月7日	措置	平成28年10月から歯科診療の回数を一時的に月4回から月6回に増やした。

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表

番号	施設名	委員会		入国者収容所等及び出国待機施設		
		意見提出年月日	委員会の意見	委員会への報告日	検討結果	措置内容(検討中、措置を講じなかった場合はその理由)
9	東日本入国管理センター	平成29年1月20日	被収容者及び勤務員の受動喫煙による健康被害を防ぐため、いっそうの受動喫煙防止対策を図りたい。	平成29年7月3日	措置	被収容者及び職員の受動喫煙防止のため、平成29年6月19日から収容施設内の全面禁煙を実施した。
10	東京入国管理局	平成29年1月20日	(評価) 視察委員会及び被収容者からの要望を受けて、収容場内で電子辞書の使用を認めることとしたほか、レントゲン撮影の回数を増やし、診療体制の充実に努められた点を評価する。	平成29年3月7日		今後も視察委員会及び被収容者からの要望等を踏まえ、適正な警備処遇を実施していく。
11	東京入国管理局	平成29年1月20日	被収容者と面接した結果、動しよう路側の網戸や各シャワー室に備え付けられているシャワーカーテン、洗濯槽などの清掃が不十分であるという意見が多数寄せられたことから、汚損や破損が激しい備品等を速やかに点検の上、適切に対処するとともに衛生的な収容環境を保持するよう努められたい。	平成29年3月7日	措置	網戸は高水圧洗浄機を用いて適宜清掃し、破損等が激しいものは順次交換している。また、シャワーカーテンについては、汚損等が激しいものについては適宜交換又は洗浄しているほか、洗濯槽も市販の洗浄剤を用いて定期的に洗浄しているところ、今後こまめに点検して対応する。
12	東京入国管理局	平成29年1月20日	被収容者の様々な病態に対応できるよう嘱託医の専門科目を充実させることの可否について検討されたい。	平成29年3月7日	講じず	当局嘱託医の専門科目以外の検査や治療を行う必要がある場合には外部病院に運行していることから、特段の措置は講じない。
13	東京入国管理局	平成29年1月20日	女性の被収容者については、性別・文化的背景等に配慮した診療体制の充実を図られたい。	平成29年3月7日	措置	現在、当局では嘱託医である男性医師6名が交代で週3回の庁内診療を実施する輪番制となっている。今後女性被収容者で、同性の医師による診療を希望する者がいれば、外部病院で女性医師による診療が受けられるよう配慮する。
14	東京入国管理局	平成29年1月20日	歯科診療台の設置を検討されたい。	平成29年3月7日	検討中	現在、設備が整った病院での治療が必要な場合は、外部病院に運行しているところ、歯科診療台の設置については、予算及び見込まれる使用状況等を考慮の上、検討する。
15	東京入国管理局	平成29年1月20日	カウンセリングをより充実させるため、可能な限りリラックスできる環境を整備し、実施回数を増やすことを検討されたい。	平成29年3月7日	措置	カウンセリング室に観葉植物や背景写真等を配置したほか、事務用とは異なる机・椅子を配置することでリラックスできる環境を整備した。カウンセリングは毎週火曜日の午後に行っているところ、平成27年1月20日の開始当初は、1日に2人の実施にとどまっていたが、平成28年4月19日からは1日平均3人に増やして実施し、カウンセリング希望者は全て受診することができていることから、実施回数は現状のままとする。今後カウンセリング希望者が増加するなどした際には、実施回数の増加を検討する。
16	東京入国管理局	平成29年1月20日	平成26年度に提出した「より適切な医療を提供するため、医療を専門とする通訳人の確保、診療科目の充実化、診療日数の増加・診療時間の延長を検討されたい。」とする委員会意見に対し、「検討中」としているところ、今後も適切な医療の提供に資するため、医療専門用語に精通した通訳人の確保に向けた前向きな検討を継続されたい。	平成29年3月7日	検討中	より適切な医療を提供するため、これまで、外部診療時の通訳人の同行や状況に応じた診療時間の延長等に努めており、医療専門用語に精通した通訳人を確保することについても、対応可能な外部委託先の有無や予算等を勘案して、引き続きその可否について検討する。

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表

番号	施設名	委員会		入国者収容所等及び出国待機施設		
		意見提出年月日	委員会の意見	委員会への報告日	検討結果	措置内容(検討中、措置を講じなかった場合はその理由)
17	東京入国管理局	平成29年1月20日	「給与品一覧及び給与状況」における給与品目に生理用ショーツを追加するよう検討されたい。	平成29年3月7日	措置	平成28年12月から、被収容者処遇規則第23条の規定に基づき給与する日用品の品目に生理用ショーツを追加した。
18	東京入国管理局	平成29年1月20日	被収容者個人で味付けを調整できるような小袋に入った調味料(唐辛子、塩、胡椒等)を支給することの可否について検討されたい。	平成29年3月7日	講じず	弁当に小袋の調味料を付けることは、①宗教上の理由から使用できる調味料の種類が少ない、②内容の異なる普通食と特別食で平等に対応することが困難、③単価の関係から副食の量が減るなどの問題があり、一律に対応することは困難である。
19	成田空港支局	平成29年1月20日	収容場・出国待機施設ともに現在の受動喫煙対策では十分な効果が得られているとはいえないので、喫煙場所を設けて喫煙時間を定めるといった運用面の工夫を検討されたい。	平成29年7月3日	措置	被収容者及び職員の受動喫煙防止のため、収容場・出国待機施設ともに平成29年6月19日から全面禁煙を実施した。
20	成田空港支局	平成29年1月20日	給食メニューの多様化に資するため、全食において「豚肉抜き」を基本としている運用を改めるよう検討されたい。	平成29年3月7日	措置	当支局では、豚肉を食物禁忌とする被収容者が多数を占めることから、従来全食「豚肉抜き」を基本としていたが、希望する被収容者には豚肉入りの給食を支給できることとした。
21	成田空港支局	平成29年1月20日	被収容者等の環境又は処遇に資するため、出国待機施設内各室及び収容場居室内にカレンダーを設置することを検討されたい。	平成29年3月7日	措置	出国待機施設室内及び収容場居室内にカレンダーを設置した。
22	羽田空港支局	平成29年1月20日	被収容者及び勤務員の受動喫煙による健康被害を防ぐため、一層の受動喫煙防止対策を図られたい。	平成29年7月3日	措置	被収容者及び職員の受動喫煙防止のため、収容場・出国待機施設ともに平成29年6月19日から全面禁煙を実施した。
23	羽田空港支局	平成29年1月20日	収容場のシャワー室及びトイレ内に設置されている動静把握用の小窓については、保安上支障のない範囲内において、被収容者のプライバシーについてより一層配慮するような工夫を施されたい。	平成29年3月7日	講じず	各居室のシャワー室及びトイレ内にある動しよう路側の動静把握窓については、被収容者のプライバシー保護の観点から、透明のガラスに擦りガラス様の半透明フィルムを貼付している。これ以上フィルムの貼付面積を拡大すると被収容者の動静を確実に把握できなくなり保安上支障があることから、現状のまま措置を講じないこととする。
24	横浜支局	平成29年1月20日	(評価) 運動場にサッカーゴールを設置するなど運動用具の充実に努められたほか、オリンピック期間中におけるテレビの視聴時間について柔軟に対応された点を評価する。	平成29年3月7日		今後も被収容者の意見や要望に対して、保安上・衛生上支障のない範囲において、引き続き処遇環境の改善に努める。

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表

番号	施設名	委員会		入国者収容所等及び出国特機施設		
		意見提出年月日	委員会の意見	委員会への報告日	検討結果	措置内容(検討中、措置を講じなかった場合はその理由)
25	横浜支局	平成29年1月20日	被収容者の心情安定に資するため、観葉植物や絵画等を設置するなどしてカウンセリング室内の閉塞感を緩和するような工夫を施されたい。	平成29年3月7日	措置	被収容者が閉塞感を感じないように、カウンセリング室内に季節感のあるカレンダーを掲示し、観葉植物を配備した。
26	横浜支局	平成29年1月20日	官側と給食業者による徹底した管理のもと、被収容者の食物禁忌に配慮した官給食の提供に努められたい。	平成29年3月7日	措置	不適正食材混入事故が発生した場合には、原因を究明して再発防止に努めている。また、献立表による使用食材の事前確認をより注意深く行い、配膳前には、給食業者及び当支局勤務員の双方が検品を実施するなどの取扱いを徹底することによって、不適正食材混入防止に努めた。
27	横浜支局	平成29年1月20日	健康障害のリスクが高い事案については、被収容者の健康状態を把握し、十分な医学的管理を実施されたい。	平成29年3月7日	措置	健康障害のリスクが高い事案については、入所又は事案発生初期から当支局診療室の嘱託医師及び看護師との連携をより緊密にし、定期的な庁内診療、健康診断及び外部病院での診察など必要な処置を受けさせることとした。
28	大村入国管理センター	平成29年1月10日	ストレスを緩和するために、移室願については柔軟に対応していただきたい。 また、受動喫煙の問題もあることから、禁煙については移室の積極的な考慮事由として扱っていただきたい。	平成29年3月7日	措置	移室の申出に対しては、必要性及び緊急性を考慮して可否を決定しており、真に配慮が必要な場合は移室を行っている。 禁煙を理由とする移室については、被収容者の健康増進の観点から、積極的な考慮事項として移室を行っていた。 なお、平成29年6月19日から収容施設内の全面禁煙を実施した。
29	大村入国管理センター	平成29年1月10日	クーラーボックスの保冷剤を午前、午後の2回交換していただきたい。 また、クーラーボックスを大きくしていただきたい。	平成29年3月7日	講じず	保冷剤を貸与している目的は、施設から消灯までの間少しでも冷えた飲み物を飲めるように配慮したものである。当センターは自動販売機を設置しており、開放時間中は、自由に冷たい飲み物が飲める環境にあるため、保冷剤の貸与回数の増加及びクーラーボックスの大型化は困難である。
30	大村入国管理センター	平成29年1月10日	業者との兼ね合いもあるが、被収容者数が増加しているため、可能な限り電話を増設していただきたい。 また、電話会社から徴収する施設利用料についても、例外的な措置がないのか財務省と交渉していただきたい。	平成29年3月7日	講じず	現在設置している公衆電話の使用実績が少なく、業者からは、採算性を理由に撤退の話が毎年上がっていることから増設は困難である。 また施設使用料については、行政財産を一時的に使用させる場合や普通財産を地方公共団体等に営利目的以外で貸し付ける場合を除き、国有財産法において無償貸し付けはできないこととなっている。
31	大村入国管理センター	平成29年1月10日	地震等緊急時に意思疎通を図ることができるよう、想定される指示や説明文を複数言語で作成して見張室に配備していただきたい。	平成29年3月7日	措置	収容生活のガイドライン1ページに10カ国語に翻訳した「非常災害時の対応」を記載して、見張室及び各居室に配備した。
32	名古屋入国管理局	平成29年1月10日	(評価) 官給食の改善を評価する。引き続き努力していただきたい。	平成29年3月7日		今後も適切な対応を行っていくこととした。

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表

番号	施設名	委員会		入国者収容所等及び出国待機施設		
		意見提出年月日	委員会の意見	委員会への報告日	検討結果	措置内容(検討中、措置を講じなかった場合はその理由)
33	名古屋入国管理局	平成29年1月10日	身長の高い被収容者に対応するため、サイズの大きなベッドや布団を購入していただきたい。	平成29年3月7日	検討中	サイズの大きなベッド等の購入については、設置場所、高身長の方の収容実績、予算事情等を踏まえ、設置の可否について検討する。
34	名古屋入国管理局中部空港支局	平成29年1月10日	収容場の居室にベッドの導入を検討していただきたい。ベッドの導入ができないのであれば、他の入国管理官署からの管理替え等を含め寝具用のマットの導入を検討していただきたい。	平成29年3月7日	検討中	当支局の被収容者の大半は、名古屋局において、本国向けの送還便が確定しており、これらの被収容者は入所当日に出所している。夜間の収容件数は全収容実績の数パーセントに止まることから、費用対効果や効率的な施設運用に鑑み、ベッドではなく、寝具用マットレスの導入について検討中である。
35	名古屋入国管理局中部空港支局	平成29年1月10日	有効期限切れの救急常備薬があったわけではないが、有効期限には十分に注意していただきたい。また、収容場に備え付けられている遵守事項の翻訳文は英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベルシャ語、トルコ語、タガログ語、ベトナム語、タイ語、ロシア語、フランス語、ミャンマー語、ベンガル語の14か国語であったが、救急常備薬の説明書の翻訳文については、ベンガル語以外の遵守事項に合わせて、ベンガル語の翻訳文も備え付けるようにしていただきたい。	平成29年3月7日	措置(一部措置予定)	①毎月、救急常備薬の有効期限等を点検し、適切に管理している。 ②救急常備薬の説明書の翻訳文については、ベンガル語を追加して備えるよう、翻訳依頼中である。
36	名古屋入国管理局中部空港支局	平成29年1月10日	出国待機室には窓がなく、ベッドがあるだけで大変殺風景であった。予算事情が許せば絵画など心が安らぐものを飾っていただきたい。	平成29年3月7日	措置	A4大の風景写真は掲示済みであるところ、更に大きめ(A1サイズ以上)の風景写真を掲示した。
37	大阪入国管理局	平成28年4月28日	長期被収容者が多いことから、長期収容施設に準じた対応の必要性を感じている。看守勤務員や看護師が懇切丁寧に対処を行うことは了とするものの、心理学の専門家ではないことから、被収容者のストレスを緩和するため、臨床心理士によるカウンセリングの導入について積極的に検討していただきたい。	平成28年9月30日	検討中	平成27年10月に西日本入国管理センターが開鎖されたことを受け、長期被収容者が増加傾向にあるので、本年度は予算面及び被収容者からの申出を考慮した上で対応することとし、来年度以降については、予算要求の可否も含め関係各所と調整を図っていく。
38	大阪入国管理局	平成29年1月10日	情報提供資料では、一昨年に比べて庁内診療件数が顕著に減少しており、被収容者から診療を受けられないとの声も数多く示されたことから、診療の必要性を適切に見極めた上で、受診を求める者が受診できるような診療体制の構築及び運営を図っていただきたい。	平成29年3月7日	講じず	被収容者の診療については、24時間勤務の見張勤務者による被収容者の動静把握や看護師による健康相談等により得られた情報を嘱託医師に的確に伝えられるように診療室と緊密に連携し、診療の必要性を適切に見極めることができる診療態勢をとって、診療が必要な被収容者に対する適切な医療を実施している。
39	大阪入国管理局	平成29年1月10日	収容の長期化により被収容者のストレスが高まることで、様々なトラブル事象が生じ、その結果職員の負担も増加するといった、相乗効果で悪い連鎖となることが懸念されるところ、被収容者のストレスを高めないよう、収容の長期化に見合う処遇環境を整備していただきたい。	平成29年3月7日	講じず	被収容者の処遇については、入管法第61条の7第1項の規定に従い、保安上支障がない範囲内で最大限の自由を与えているところ、収容の長期化による被収容者の増加やその性質の変化に応じて、職員の配置や収容区分(区域)等を検討し、対応している。 また、貴委員会からの意見を得て、運動用具、娯楽用具の導入、開放処遇時間の拡大、公衆電話の使用時間帯の拡大など、逐次、処遇環境を改善しているほか、被収容者間の家族面会に関しても、個別事情に配慮して、十分な機会を設けて実施している。 なお、処遇職員は必要に応じ、被収容者と個々に面接するなどしてコミュニケーションをとり、被収容者の心情安定が図られるよう努めている。

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表

番号	施設名	委員会		入国者収容所等及び出国特機施設		
		意見提出年月日	委員会の意見	委員会への報告日	検討結果	措置内容(検討中、措置を講じなかった場合はその理由)
40	大阪入国管理局	平成29年1月10日	被収容者のストレスを少しでも軽減するために、設置されている電話の間に、それぞれ距離を置くとともに、衝立を設置していただきたい。	平成29年3月7日	検討中	現在、当局収容場は各収容区域ホール内の自動販売機横に3台の電話を設置している。施設構造上、それぞれの電話に距離をとることは困難であるが、衝立等の設置に関しては、被収容者の利用実態を踏まえ、予算及び保安面を考慮の上、可否について積極的に検討する。
41	高松入国管理局	平成29年1月10日	高松局だけの問題ではないが、女性被収容者に対応できる体制を整えていただきたい。これには政府が推進している女性職員の採用も含め考えていただきたい。	平成29年3月7日	講じず	当局の女性入国警備官は1人であり、女性入国警備官が毎日看守勤務に従事することは困難である。ただし、女性被収容者を収容した場合には、入・出所手続、鑑識(写真撮影、指紋採取)及び入浴、荷物整理の立会・連行等の業務は女性入国警備官が行っており、女性入国警備官が不在の場合でも、女性の法務事務官又は入国審査官の応援を求めて行っている。また、送還具備要件の不備等により長期間の収容が見込まれる女性被収容者については、可能な限り速やかに大阪入国管理局に移収することとしている。
42	高松入国管理局	平成29年1月10日	提案箱の設置場所については、今後、他の閉鎖処遇の施設同様、職員から見えない所に設置するよう措置していただきたい。	平成29年3月7日	検討中	浴室前の脱衣場又は各居室等に提案箱を設置することについて、保安上の観点を勘案した上で検討する。